



NO. 267

2015. 9. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

大阪市天王寺区東高津町12-10

大阪市立社会福祉センターB1F

発行責任者 小泉 いと子

TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623

<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

第27回全国グループホーム等研修会  
東北地区大会に参加しました

福島育成園 副主任 廣瀬 潤

8月24日から25日の2日間にわたり、宮城県仙台市で行われました日本知的障害者福祉協会が主催の「第27回全国グループホーム等研修会東北地区大会」に参加しました。今回は「住み慣れた暮らしへの思いの実現を目指して～自己実現への思いに寄り添う～」がテーマでした。

1日目は開会式の後、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 八木澤 智之 氏より行政説明がありました。

まず、行政説明に入る前に共通認識として、現在の社会情勢の解説がありました。

1点目として、今後の日本で予想される高齢化と人口の減少についての解説でした。団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の18%となり、2060年には、総人口は8,760万人にまで減少する見込みですが、一方で、65歳以上は全人口の約40%になるとのことです。

2点目として、地域で課題になっていることの解説がありました。社会問題化していることとして、単身者の増加等により孤独死が各地で発生しており、認知症高齢者等の徘徊や行方不明の増加、高齢者・障がい者・児童の虐待相談・通報の増加、高齢者・障がい者の消費者被害の増加についての現状報告と解説がありました。

次に障がい者のグループホームの動向について解説がありました。

グループホームの整備促進は、障がい者の居住支援という観点から重要であり、各自治体が制定した障害福祉計画においては、平成26年度に10万人の利用が見込まれています。その内容としては、50歳以上

の利用者が全体の4割以上、障害支援区分4以上の方の利用が全体の約3割を占めているとのことです。

また、国においては近年、グループホームを取り巻く制度変更が行われています。

平成26年4月以降、グループホームの一元化により、介護サービスの提供形態の変更点、人員配置や報酬単価の変更点、夜間支援体制及び医療が必要な方への支援体制として医療連携体制加算の評価と充実や一人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みの創設についての解説がありました。

ハード面についても、消防法施行令等の改正が行われました。その内容は、障害支援区分4以上の利用者が概ね8割を超えるグループホーム等における消防設備の設置義務化であり、今回はスプリンクラー設置等についての基準の解説がありました。特に新設建物については平成27年4月から規制対象となっており、既存建物でも3年後の平成30年4月からは規制対象になるということです。早急な対策の検討が必要となります。

行政説明の後には、基調講演が行われました。

基調講演は、元・内閣府障害者施策委員会 差別禁止部会 副部会長 伊東 弘泰 氏より、「障害者差別解消法～成立の経緯と今後の課題～」と題し、2016年4月1日から施行される障害者差別解消法についての説明がありました。

障害者差別禁止法では、① 障がいを理由とする差別を禁止すること ② 社会的バリア・社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をしないと差別になることを定めています。

講演では、「障がいを理由とする差別」、「社会的障壁」、「合理的配慮」にスポットをあてて解説がされました。

まず、「障がいを理由とする差別」とは、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、